

社会福祉法人 明星福社会
短期入所生活介護施設 和光荘

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

運 営 規 程

令和7年1月1日改定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明星福祉会が運営する指定短期入所生活介護事業所和光荘及び指定介護予防短期入所生活介護事業所和光荘（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護施設 和光荘
(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護)
- (2) 所在地 秋田県にかほ市金浦字古賀の田31-2
- (3) 連絡先 電話番号 0184-44-8850
FAX番号 0184-32-4055

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設は、施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容を次のとおりとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。また、法令に基づく所定の職員を配置するよう努める。

職 種	配置人数	職 務 内 容
1. 管理者（施設長）	1人	施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行なう。
2. 生活相談員	1人以上	利用者の日常生活についての相談、援助、及びこれらの計画の企画立案を行う。また入退所に関する業務を行う。
3. 介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画の作成、進行管理及び評価を行う。
4. 介護職員又は看護職員	20人以上	利用者の日常生活の介護、指導、援助、健康管理等を行う。
5. 管理栄養士	1人	給食献立の作成、利用者の栄養指導を行う。
6. 機能訓練指導員	1人	利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、介護職員への指導を行う。

7. 事務職員	1人以上	施設の庶務及び会計事務を行う。
8. 医師（嘱託）	1人	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
9. 調理員（委託）	2人以上	利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

- 2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。

（職員の勤務体制等）

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

- 2 施設長は毎月の勤務割り表を、その前月の25日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。
- 3 施設長は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 利用定員

（利用定員）

第6条 併設型の定員は1ユニット10名とする。空床型は、特別養護老人ホームに空床がある場合に受け入れる。

- 2 ただし、災害時等においては前項の定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

第4章 入退所

（内容及び手続きの説明および同意）

第7条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（サービスの提供拒否の禁止）

第8条 施設は、正当な理由なく指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供を拒んではならない。

（受給資格の確認）

第9条 施設は、指定(介護予防)短期入所生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(施設利用の開始および終了)

- 第10条 施設は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障のあるものを対象に、施設を提供するものとする。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携により、施設の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

第5章 サービス（処遇）内容及び費用の額

(サービスの取扱方針)

- 第11条 施設は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営む事ができるよう配慮するものとする。
- 3 施設は、利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 施設は、利用者の自律した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切にサービスを提供するものとする。
- 5 施設の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束などを行わないものとし、身体拘束等の適正化の為の指針を整備するとともに、従業者に対して年2回以上研修を実施するものとする。
- 7 前項の身体拘束等を行う場合には、その容態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催しその結果について、従業者に周知するものとする。
- 8 施設は、現場における課題抽出及び分析、自らその提供するサービスの質の評価及び検討する委員会を定期的に行い、常に改善を図るものとする。

(介護予防) 短期入所生活介護計画)

- 第12条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成するものとする。

- 3 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の管理者は（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たってはその内容について利用者又はその家族に対し説明をし、利用者の同意を得るものとする。
- 4 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の管理者は（介護予防）短期入所生活介護計画の作成した際には、（介護予防）短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

（介護）

- 第13条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるおえない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 施設は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
 - 7 施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

- 第14条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自律について必要な支援するものとする。
 - 3 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自律して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 施設は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

- 第15条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なうものとする。

（健康管理）

- 第16条 施設の医師及び看護師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を取ものとする。

(機能訓練)

第17条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第18条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第19条 施設は、施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

(1) 次条に規定する通常を送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに50円。

(2) 食事の提供に要する費用

(3) 滞在に要する費用

(4) 理美容代

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。また、前項各号に掲げる内容及び費用に変更が生じた場合も同様とする。

4 利用料、その他の費用額は重要事項説明書に準ずるものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第20条 通常を送迎の実施地域は、にかほ市及び由利本荘市の区域とする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 施設は、施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(利用者の注意事項)

第22条 利用者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

- (2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は 喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (5) 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間、決められた量で飲酒すること。

(緊急時における対応方法)

第23条 従業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずるものとする。

- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する。
- 3 事故発生防止のための指針を整備するとともに、適切な処置を実施するための専任の担当者を置く。
- 4 定期的に事故発生防止のための委員会の開催及び職員に対する研修を年2回以上行う。
- 5 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務
- (5) 施設は、非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、定期的に避難、誘導、救出、訓練（シュミレーション）の実施、その他必要な訓練を年2回以上行う。
- (6) 施設は、非常災害に関する業務継続計画を別に定める。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- (7) 非常災害訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第26条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。また、服務に当たっては、協力して施設の秩序の維持に努める。

(衛生管理)

- 第27条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。
- 2 感染症の発生防止及びびまん延防止のために必要な処置を講ずる。
 - 3 感染症または食中毒の予防及びびまん延の防止のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、指針を整備し、年2回以上研修を開催、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 4 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施、その他、必要な訓練を年2回以上行う。
 - 5 施設は、感染症に関する業務継続計画を別に定める。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に向けた体制)

- 第28条 施設は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。
- 2 施設は、虐待防止検討委員会を設置し、本体制を適切に実施するための専任の担当者を置く。
 - 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針整備、虐待等の相談及び苦情解決の体制の整備、虐待を把握した場合の通報、虐待防止発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、他の委員会と一体的に行う。
 - 4 施設は、年2回以上、虐待防止に向けた研修を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

- 第29条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(ハラスメント)

- 第30条 施設は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれる。
- 2 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を定め、従業者に周知・啓発する。
 - 3 相談に対応する担当者、相談への対応窓口を定め、従業者に周知する。

(秘密保持等)

- 第31条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業所等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第32条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設の退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の閲覧)

- 第33条 施設は、運営規程等の重要事項、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項等を当該施設の見やすい場所にいつでも閲覧できる状態で備え置く。

(会計区分)

- 第34条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。
- 2 施設の経理は、明星福社会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

- 第35条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存しなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第36条 施設は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに一人以上の介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 施設は、事業所ごとに、その従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(従業者の質的向上)

第37条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし業務体制を整備する。

(地域との連携)

第38条 施設の運営にあたっては、地域住民又は住民活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(法令との関係)

第39条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は関係法令の定めに従い協議する。